

## 第7章 計画の推進体制

## 第7章 計画の推進体制

### 1 地域自立支援協議会の活動の充実

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、個々人にあった福祉サービスを適切に組み合わせて利用するための相談支援体制の構築が必要です。

このため、中立かつ公平な立場で障がいのある人や家族の相談に応じるとともに、困難事例にも対応できるよう、当事者や家族、福祉関係行政機関、相談支援事業者、障がい者関係団体等の幅広い分野から構成された東備地域自立支援協議会を設置し、ネットワークの構築を図っています。

このネットワークを利用して、ケア会議の開催件数を増やす、地域資源の再確認や開発を行うなどの活動で、障がいのある人の地域での生活が充実したものになるよう努めます。

また、地域や児童、生徒、学生などにも障がいや障がいのある人を取りまく現状を知ってもらうために、啓発などの活動にも取り組みます。

### 2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、備前市障害福祉計画策定委員会や東備地域自立支援協議会において、計画の進捗状況について評価を行います。また、評価結果は市民に公表し、進捗管理の透明性を図ります。

### 3 関係機関・団体との連携

#### (1) 市民や関係団体との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった施策を展開するためには、障がいのある人の団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、東備地域自立支援協議会など多くの地域関係団体の協力が必要です。

それら関係団体と相互に連携を図り、計画を推進します。

#### (2) 国・県との連携

国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行います。

